

會 報

第600号

2018年9月1日発行

一般社団法人

監 査 懇 話 会

編集発行人 菅野 重雄

<https://kansakonwakai.com/index.html>

第310回監査懇話会監査セミナー

2018年7月10日

講 師：獨協大学法学部教授 高橋 均氏

演 題：近時の株主総会の運営の特徴と今後のあり方

～会社法制部会での改正会社法の審議も踏まえて～

企業実務は業界慣行や各社が継承してきた内容に基づいて行われることが通常であるが、前提となるのは法令遵守である。したがって、監査を行う際にも、会社法や法務省令に基づいた上で、その趣旨も踏まえて実務に展開することが重要である。本日は、3月決算の会社において6月の定時株主総会が終了し、振り返りの良い機会であること、また、現在、会社法改正の審議において株主総会関連事項の中間試案とそのパブリックコメントが公表となっていることから、今回は、株主総会関係について何らかのお役に立てればと思いついてこのテーマに決めた次第である。

1. 株主総会の位置付け・取締役会への授権

株主総会は、会社の最高の意思決定機関である。もっとも、すべての事項を株主総会で決定することは、会社の機動的運営上不都合であるため、会社法及び定款において、株主総会決議事項と決定されている事項以外は、取締役会で決議することが可能である。株主総会で決めなければならない事項として法定化されている事項は、取締役・監査役の選解任、合併や会社分割等会社の基礎的変更を伴う事項等、株主の利害関係が直接及ぶ事項である。

定時株主総会の開催については、年度末から3ヶ月以内に開催しなければならないと法定化されているわけではない。しかし、会社法124条2項に“株主の権利は、基準日から3ヶ月以内に限って行使可能”とあることから、3月決算会社の場合、株主総会が6月末に集中する結果と

なっている。

2. 株主総会の近時の傾向

近時は、①総会開催日の分散化、②総会時間の長時間化、③株主提案の増加、④株主からの質問の増加が認められる。この中で、近時における株主からの質問の特徴としては、一般株主からの質問が増加しており、特にOB株主からの質問が多い傾向にあること、配当性向や自己株式処分等の株主還元に対して、一般株主の意識が高まっていること、大きな不祥事が報道されている中で、リスク管理としての内部統制システムに関する質問が増えていること、社外役員の役割が再認識されている中で、社外役員を指名して回答を求める質問が散見されるようになったこと、などが見られる。

3. 株主総会当日関連実務

株主総会当日関連実務としては、株主総会における取締役・監査役の株主への説明義務が重要である。すなわち、会社役員は、株主総会の場で株主から質問があったときには、説明する義務があり（会社法314条）、説明義務を果たさないと、説明義務違反として、株主総会決議取消訴訟の原因（会社法83条1項1号）となることに注意が必要である。言い換えると、総会前に想定問答の準備を行っている目的は、会社役員として説明義務違反にならないためである。

他方、株主総会議長は、円滑な総会運営のために、総会議事整理権や株主を退出させる権利がある（会社法315条）。なお、この314条と315条の関係に見られる通り、会社

法は株主と会社（役員）の利害調整の法律であることから、会社法の条文を理解する際に、株主側に立った条文か会社（役員）側に立った条文か意識して答案を記述すると良いと司法試験受験生には常に言っている。

次に、会社役員の説明義務の範囲が問題となるが、総会の議題・議案の内容、参考書類関連については説明義務を果たす必要がある。これら以外の内容についての説明義務はないことから、会社役員としては、回答するか否かはその都度判断すれば良い。

ちなみに、会社法では、会社役員が株主からの質問に対する説明を拒否できる場合が列挙されており（会社法施行規則71条）、このうち実務において利用される頻度が多いのは、株主からの同一事項についての反復的な質問（同条3号）と、裁判中の案件等説明を拒否することに正当な事由がある場合（同条4号）である。

株主からの質問については、回答者については、特に株主から指名がない場合は、株主総会議長または議長からの指名役員が回答する。個別に株主から指名があった場合は、当該役員が回答することが原則であるが、指名された役員以外の役員（株主総会議長から指名）が回答しても問題はない。特に監査役の場合は、独任制なので、指名された監査役以外が回答するときには、回答を行う監査役から、冒頭に「監査役全員の意見が一致しているので、私が回答いたします」と一言付け加えると良いであろう。

総会当日に、社内の事件・事故について監査役が認識していないことについて株主から質問があった場合には、監査役としての職務を全うしているのかという疑念を株主に抱かせる懸念も生じかねないことから、少なくとも、各事業部門が作成した想定問答の中から、事件・事故に関するものについては、株主総会の開催日前までに入手しておくことをお勧めする。

なお、株主から事前の書面質問状が提出されたときの対応も実務上重要な論点である。結論としては、「書面質問状」とされていても、役員として回答する法的な義務はない。なぜならば、会社法 314 条の条文中、株主が株主総会に出席し、かつ実際に質問をしてはじめて、会社役員は説明する義務が発生することになるからである。したがって、事前の書面質問状は、質問の予告の書簡ともいえるべきものである。仮に会社役員が回答をしたとしても、あくまでも、会社側からの自主的な説明ともいえるべき性格である。もちろん、質問状を提出した株主が、当日株主総会に出席する可能性もあることから、想定問答の準備はしておくべきである。

想定問答作成にあたって、近時において、監査役として留意すべき内容としては、①社外取締役等の役割分担や具体的な活動、②監査等委員会設置会社への移行メリット又は移行しない理由、③会計監査人の選任決定や報酬同意理由、④内部統制システムの整備状況とその評価である。

4. 株主総会後の具体的実務対応

執行部門が株主総会議事録を作成するので、その記載内容の確認を行う。登記の際に提出した後で監査役に議事録を持ってくるのでは、監査役の確認の意味がなくなるので、事前の確認を徹底すべきであろう。なお、参考までに、株主総会議事録は、取締役会議事録や監査役会議事録と比較して、①株主のみならず、債権者も閲覧・謄写請求が可能なこと（会社法 318 条 4 項）、②閲覧・謄写に際しての裁判所の許可が不要なこと、③出席役員の署名又は記名押印が不要となっている。ちなみに、親

会社株主が子会社の株主総会議事録の閲覧・謄写請求権が認められているのは、取締役会・監査役会議事録と同じ扱いである（いずれも、裁判所の許可は必要。会社法 318 条 5 項）。

5. 株主総会関連訴訟

株主総会関連訴訟としては 3 種類ある。

一つ目は、株主総会決議取消訴訟であり、株主等は、総会決議の日から 3 ヶ月以内に、訴えをもって当該決議の取消を請求することができる。その要件としては、①株主総会等の招集手続又は決議の方法が法令・定款に違反し、又は著しく不公正なとき、②株主総会の決議の内容が定款に違反するとき、③株主総会の決議について、特別の利害関係を有する者が議決権を行使することによって、著しく不当な決議がなされたときの 3 つの場合である（会社法 831 条 1 項 1 号～3 号）。この中で、会社役員の説明義務違反は、①の決議の方法の法令違反に該当し、決議取消訴訟の中でも最も該当件数が多い。

二つ目は、株主総会不存在確認の訴えである（会社法 830 条 1 項）。例えば、株主総会を実際に行っていないのに、議事録だけを作成し、株主総会が存在していたかのように見せかける場合である。招集通知をほとんどの株主に提出しなかった場合も、株主総会不存在確認の訴えに相当する。

三つ目は、株主総会無効確認の訴えである（会社法 830 条 2 項）。これは、株主総会の決議の内容が法令に違反し、決議が無効であることの確認訴訟である。

これら株主総会関係の株主からの訴訟提起については、会社が被告となるために、法務部が前面で対応する。したがって、監査役が直接対応することはないが、仮に決議取消訴訟が認められると、監査役の選任議案の効力が遡って喪失するなどの影響もあるので、その帰趨には注意すべきである。先に説明したように、監査役としては、株主総会での説明義務違反を理由として、株主から決議取消訴訟を提起されないように留意すべきである。

6. 現在審議が行われている会社法改正と株主総会



今回の会社法改正は、平成 26 年改正会社法の国会の附帯決議において、社外取締役の選任義務化の要否について、施行後 2 年経過後に再検討すべきとされたことが背景にある（附則 25 条）。そこで、今回の改正の機会を捉えて、社外取締役の選任義務化の論点にとどまらず、近時の実務実態から改正すべきとの主張があった論点についても、審議項目とすることとなった。この中の大きな項目のひとつが株主総会関連である。

中間試案が本年 2 月に公表されたが、その内容の概略は以下のとおりである。

第一は、株主総会資料の電子提供制度の新設である。具体的には、株主総会招集手続の合理化と株主とのコミュニケーションの促進を目的として、株主総会招集通知に際して提供しなければならない参考資料を自社の HP 等で掲載し、かつそのアドレスを書面で通知した場合には、株主の個別の同意無しで株主総会資料を適法に提供したものとする制度を新設するとの試案である。

具体的な提案内容としては、①電子提供制度を利用する場合には、定款の定めが必要とすること、②提供期間は電子提供措置開始日から株主総会開始日以後 3 ヶ月を経過する日までの間とすること、③電子提供措置期間の開始日については 2 案が提示されているが、いずれの案も現行法の株主総会の日の 2 週間前（公開会社の場合）より早まることになる。

第二は、株主総会招集通知は、株主総会資料が電子提供されたものと認識し、ウェブサイトアクセスすることを促すためのものと位置付けることとしている。株主総会の招集通知の発送期限については 3 案が提示されているが、電子提供措置期間

の開始日と同様、各々の案に明確な数字の根拠があるわけではない。

第三は、電子提供制度を利用することが困難な株主等書面の交付を希望する株主が、ウェブサイトに掲載された資料を書面により交付することを請求できるものとする。会社は、基準日までに書面交付を請求した株主のみに交付すればよいこと、また振替株式の株主の場合は、振替機関を経由して請求することの試案が示されている。

なお、EDINETによって、金商法に基づいて電子提供措置事項を含む有価証券報告書を株主総会前に開示する場合には、当該開示をもって電子提供制度を採用したものとなすとするについては、検討課題となるとされている。

第四は、株主提案権の濫用的な行使の制限についてであり、株主提案権の濫用的な行使を制限するための

措置を整備するとの試案である。近年、株主提案権が濫用的に行使されることがあり、株主総会の円滑な運営に支障を来したり、招集通知の印刷等に要するコストが増加する弊害を除去することが目的である。中間試案での具体的な提案としては、①株主が同一の株主総会において提案することができる議案の数を制限し、株主による不適切な内容の提案を制限する規定を新たに設けること（株主が提案することができる議案の数の上限については、2案が提示されている）、②株主提案の内容が不適切な場合には、株主提案権を行使できないものとする規定を設けることである。会社が拒絶できる場合は、株主が専ら人の名誉を侵害し、もしくは人を侮辱する目的で株主提案を行った場合、株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行った場合、株主が専ら当該株主もしくは第

三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行った場合が示されている。

パブリックコメントを見る限り、株主総会関係では、複数の数値の案が示された項目以外は、大きく賛否が分かれた内容は無かった模様である。ということは、中間試案で提示された数値に関する複数の案の項目以外は、大筋で中間試案の内容で改正となる可能性が高くなる。株主総会関係は、監査役にとっても実務上の影響が大きいことから、今後の審議の推移を見守っていただくと良いと思われる。

7. おわりに

今回は、株主総会の近時の動向を踏まえた実務と、現在審議が行われている改正会社法の中間試案を中心に解説させていただいた。監査役や監査（等）委員の皆様が今後の実務に活かしていただければ幸いである。（文責 久保 義弘）

第750回講演会

2018年7月4日

演 題：日本の司法の問題点

講 師：明治大学法科大学院専任教授 瀬木 比呂志氏

私の立ち位置、自己紹介

裁判官としての仕事の後、大学で7年、著作活動20年となった。学者としてのオーソドックスな活動は長老たちからも評価されていると思う。個人主義的自由主義で保守主義的要素を含む。米国プラグマティズムの影響を受けているが、約30年前に鶴見俊輔氏から書くことを勧められ、個人的にも影響を受けた。反イデオロギーであり、私の権力批判の主張に対しては左翼系法律家がむしろ悪口に近い批判を書いている。著作は専門書のほかに一般書として芸術、思想、エッセイで4冊、司法批判について4冊、また『リベラルアーツの学び方』等。司法批判は大体やったので、今後は哲学・思想系の本、芸術系としてマンガなどについて書こうと思っている。裁判や司法に関する教養新書も予定している。

司法制度の問題点

日本の司法レベルが特に低いということはない。問題は三権分立としての権力チェック機能と市民感覚の

有無。このチェック機能は欧米では当たり前だが、日本は弱いことが欠点。また、日本の裁判所が巨大なヒエラルキーであるということ。裁判所法には5つの裁判官の種類が書かれている。そのうち2つは最高裁判所長官と最高裁判所判事、それ以下は高裁長官と判事と判事補。

戦後の米国主導改革の下で同じ資格なら平等との建前だが、実際には相撲の番付のようなヒエラルキーが存在する。同じ判事であっても、地裁や家裁の所長は大きな力を持ち、次に裁判長。統制機構の面では最高裁判所の事務総局が大きな力を持つ。これには歴史的背景があり、戦前の裁判所は司法省の管轄下にあり行政の一機構であって、裁判官の地位は低かった。米国主導による戦後の改革で新たに三権分立の一翼を担い立場は飛躍的に高まったが、戦前からの官僚組織をそのまま引き継いだためにそれが事務総局となった。この事務総局には40～50人の裁判官がおり、私もその中のひとりだった。最高裁で2回働いた。民事局の

局付、最高裁調査官。日本の最高裁長官は極めて少ない開催の大法廷裁判のほかの時間は司法行政をつかさどる。裁判官たちの支配統制である。直属の部下は事務総長であり、事務総長は事務総局を束ねる。『絶望の裁判所』19ページや小説『黒い巨塔』のとびらにも書いておいたが、司法行政部門は肥大している。最高裁判所裁判官会議が一番上ということになっていて、その下に事務総局、司法研修所、職員研修所、図書館が並んでいるわけだが、裁判官会議は、高地家裁同様、形がよい化していて、長官独裁に近い。そのもとに事務総局があり、純粹行政系セクションの局、すなわち人事、経理、総務、秘書、広報があり実質的な力を持っている。さらに事件系セクションの局として民事、行政、刑事、家庭がある。民事局は一番の表舞台なので秀才が行くところだが、実際に権力を握っているのは人事、経理。



事務総局と同列に司法研修所があるが、実際には人事局の下で動いている。支配のやり方だが、たとえば調査官には首席調査官、上席調査官、普通の調査官がいて、決済のヒエラルキーで2つの決済承認を得ないと、その報告書は判事に届かない。すなわち最高裁長官は、首席調査官を押さえておけば、自分が出席しない小法廷にも影響を及ぼすことができる。最高裁長官ははっきりいえば裁判官というより権力者。三権のうち今の行政トップが専権をふるうことを憂う声が保守層からさえあり、私も同感だが、一般的には自民党は派閥のバランスもとる。しかし最高裁の場合はトップである長官ひとりが権力者である。裁判所は法務省と交流があるが法務省は検察が抑えている。裁判所からの裁判官が民事検事となったり、民事系の法律を作る。前長官の寺田逸郎氏は法務省出身。日本の司法体系は巨大なミルフィーユのようなヒエラルキー。韓国の制度が日本にそっくりであったが、数年前に米国的な法曹一元に切り替えた。凶と出るか吉と出るかだが長い目で見れば吉とでるであろう。

ヒエラルキーというのは上位のほうが下位より役人としてえらいので、上に対しては最敬礼の対応をする。これは欧米の感覚と違う。米国の連邦最高裁は大きな権力を持っているが、連邦地裁の判事が連邦最高裁の判事と会って、最敬礼はしないと思う。敬意は払うが判事としては対等であり、下ではないという考え。古い意味での米国的良さであり、欧州もそうなっていると思う。オランダ、ベルギーや北欧諸国は国が小さいこともあるが、法曹一元を取り入れ、民主化が進んでいる。裁判官採用昇進制度の民主化、すなわち弁護士や大学経験者から5～8割を裁判官とするよう委員会制で決める。国家や裁判所から一定度離れて運用する好ましい制度であり、日本でも採用すべきと考える。

人事の問題点

日本は社会の仕組みや法や制度のリテラシーはあまり高くない。2000年代に司法制度の改革があったがあまりうまくいってない。法テラスの制度や専門委員（機能としては簡易

鑑定）のような良い制度はあるが、多くの部分は失敗である。特に10年ごとの裁判官の再任制度があり、米国等がとっている制度だが、日本では官僚であり途中でやめさせることはなかったので再任制度があっても首にすることはなかった。しかし、司法制度改革で4人ぐらい切ることになった。切ることが一概に悪いとは言わないが、理由が示されない。告知聴聞で理由を知る機会もない考えられない制度。さらに事前肩たたきがあり、多くの人はそこでやめる。再任拒否となると弁護士等への再就職が難しくなる。従って下のほう4分の1ぐらいの裁判官は特に上を向いて仕事をする。最高裁判所の裁判官にも問題がある。粹人事と言って、下級裁判所の裁判官から6名、検事が2、学者が1、弁護士が3か4、あと外交官と普通の官僚だが、なかには法律がほとんどわかっていないような最高裁判事もいるといわれる。従って調査官の報告書の通りになるが、それでいいのか。下級裁判所出身の6名はほとんど事務総局経験者でそこまで上がってくるまでに上向きでなければ途中で競争に脱落する。すなわち最高裁判事になる人はどういう人たちかという、トルストイの小説『イワン・イリイチの死』の主人公のような人物。ちゃんとした能力のある官僚裁判官ではあるが、本当にものを考える力はなく、教養は浅く借り物で他者に対する理解も乏しい。中には純粹出世主義者もいる。以前、青年法律家協会に属していた裁判官たちを転向させるブルーページで中心となった人たちが最高裁判事になった。ゲーティワークをやってきた人が上に行くのは望ましくないし、正義の観点を貫くところがなければいけないと思う。最近はかなり悪化している。2000年代後半以降、長官らは自分の息のかかった者を最高裁判事等に行っている。それ以前はある程度、成績・能力をもとに選定していたが、この10年ほどはその保証もなくなっているのが実態。多くが事務総局や法務省で管理、統制をやってきたプロ的な人たち。

裁判官統制の実態とその背景

私の様々な著書に書いたが、極め

て巧妙な管理・統制である。最高裁にとって好ましくない判決を書く、論文を書くと必ずいつか報復される。左遷である。半沢直樹シリーズを読んでみたが、復讐はすぐにあって、そこに穴があって復讐し返すわけだが、実際にはそんな甘いものではなくて、5年とか10年たってからやられる。するともう反論できずどうしようもない。裁判官の任地は欧米と異なり日本は全国であり、たとえば東京地裁で権力批判的判決をしたら、東京地裁の裁判長から東京高裁の右陪席に異動し、さらに4年ぐらいして地方の裁判長に飛ばされ当分地方を回されるなどのことがある。若い裁判官などだと東京に戻れないこともありうる。そうすると子供の教育に響き家庭破壊になる。萎縮効果である。例えば、福井地裁原発差し止め仮処分を決定した樋口英明裁判長が翌年2015年4月に名古屋家裁に左遷された例がある。これはすぐにやった直接的な例。家裁の裁判長ではあるが、本人のキャリアからみるとふつつあり得ない異動であり、見せしめであることはまず間違いないであろう。樋口氏の異動後にこの仮処分の取消しを行った3人の裁判官がいるが、全員が事務総局局付経験者であった。これは意図的であったと言わざるを得ない。

協議会・研究会というのがあり、昔は事務総局で開催していたが、批判されて、最近は司法研究所が研究会としてやっている。統治と支配の根幹にかかわる事件での協議会は大きな影響がある。原発、水害等である。例えば1984年に最高裁が出した大東水害訴訟判決を境に、それ以前は原告の請求を認容するものが多かった下級審判決が、一転して棄却を重ねるようになった。この最高裁判決の数か月前に協議会が開かれ、水害訴訟消極棄却の方針が示され、多く水害訴訟にかかわる裁判官が出席しており、その後最高裁で判決が出たことからそうなった。水害訴訟は国家賠償請求のひとつであり営造物責任を問われるものである。しかし河川は自然の一部であり、全部認容は無理であろうが、結論が先というのは問題である。

大切なチェック機能

日本の社会は大きな物事の設計に弱い社会である。個人的意見だが、昔の自民党に比べても今の自民党は劣化している。原発についても本当にきちんと検証したのか。結論を先取りしていないか恐怖を感じる。私は法律家なのでリアリズムでものを見、特にリスク計算を徹底する。手続的には、問題があれば替わってもらうべき。官僚や政治家なら、今回の疑惑問題でも手続的に問題があってそれには責任があるからここで交替しますというのが当然であろう。それは米国でも同じで、トランプ氏は自分の金があるからかなりのことができるにしても、手続無視はできない。チェックが入る。ところが日本では手続無視をやっても続けられる。先の無謀な戦争以来、原発事故とその再稼働を巡る動きや、はじけないとっていたバブルなど、手続をある程度以上無視すると危険である。大東判決でみられる結論ありきの動きをみると、本当に問題があった時に裁判所がチェック機能として働かないのが問題。裁判所は火災報知機と同じでそれが機能しないと火事になってしまうが、最高裁がスイッチを切ってしまう傾向がある。アメリカはかなり危ないが、ヨーロッパ先進国は一応それができている。チェック機能というのは自由主義、保守主義の基本であろう。

様々な訴訟

行政訴訟はそこに腐敗があるから起こるので、例えば、首長が工事に関して不正を行い財政に影響しても責任を問われなければ、腐敗する。権力を持ち咎められなければ、よほど立派な人でないと腐敗する。これがチェックできないといけない。国家賠償について、私も認容はかなりしているが、普通の事件よりは厳正だった。税金で払うことなので本当に問題があるものを認容するというのはある。しかし、最初からそれを認めないという方向では、警報を切ってしまうことになる、少数者は泣き寝入りをするようになるので問題が大きい。名誉棄損訴訟は最近では簡単に認容する。昔は報道機関の言い分も聞き、真実性、相当性の抗弁が信ずるに値するなら棄却した

が、最近は政治家の事件など容易に名誉棄損を認めてしまう。スラップ訴訟、これは米国から出た言葉だが、恫喝訴訟のことである。裁判は権利の回復が目的だが、反対言論を制圧するためにする訴訟。例えば米国では巨大企業が地方に進出すると、もとからある企業がつぶれる。進出に反対する意見を封ずるために運動のリーダーを狙い撃ちしてスラップ訴訟を起こす。日本では企業はクリーンであることが求められているので企業のスラップ訴訟は比較的少ないが、政治家等のスラップ訴訟は増えている。

最高裁の協議会では出席者は一応意見を言うが、節目節目で最高裁の課長が局見解を述べる。すると出席者がみなその見解をしっかりとメモする様子は共産主義国の会議のごとくである。近年は司法研修所の研究会でやっているが、実質は変わりない。記録は外部に出ないし一部出てもシンポジウム出席者の氏名は墨塗が入る。協議会がすべて悪いとは言わないが統治と支配の根幹に触れる事件の協議会・研究会は、統制目的でやると社会に悪影響を及ぼすと思う。名誉棄損などは典型的な例。政権政党が批判され首相も叩かれたことで、怒って最高裁に圧力をかけ国会で追及した。その後すぐに研究会が開催され名誉棄損は高額化し認容するとの方向の結果が雑誌に掲載され、名誉棄損判例は雪崩を打って変わった。

なぜ裁判官は従うのか

裁判官はほぼ4年ごとに異動があり、外の世界と関係を持たない。弁護士との交渉もない。裁判所と官舎・自宅を往復して人生が終わる。63歳までやって所長になれると天下りで公証人になりハンコひとつで5万円もらえる。公証人をやめるときには1億5千万円くらいの預金と家がある。評価は外の世界ではされずに内の世界のみ。2、3割は出世のラットレースに集中し醜い。半分くらいは一応の良心はあるはずと思うが、思い切った判決を出すと南北に長い任地において不利な異動があり得て、まともな生活がなりたたなくなりかねない。10年に一度、成績が悪ければ首を切られる可能性が

あり（再任制度）、身分は不安定で、また、自分より能力の劣る裁判官に先を越されたくないという思いも強い。アウシュヴィッツから生還したユダヤ人作家ブリーモ・レーヴィが『溺れるものと救われるもの』の中で述べる「ラーゲリの内部は複雑に絡み合って階層化された小宇宙であった。囚人たちは非常に非人間的な状態に置かれていたために、自分の世界についてほとんど統一的な見方ができなかった」という言葉が裁判所の世界にもあてはまる。ソフトな精神的収容所である。

和解の話

欧米では原告・被告の対席で行うが、日本では一方ずつ別々にやる。これは裁判官が完璧に公正であることを前提としている。しかし、ひどい裁判官だと両方に負けると言って和解させる例もある。弁護士同士が後で話して互いに負けると言われていたことを知り激怒したとの話を3、4例は聞いた。そういう和解が日本では行われやすい。処理件数が平均的裁判官の第一の評価基準になる以上、和解の件数を増やして、判決の数を減らしたくなる。全体に日本の裁判制度は裁判官は公正であるとの性善説でできているが、当事者らに別々に話をする和解のやり方は変えるべきであろう。裁判所が権力の次に怖いのは実は経済界である。経済界が強く言えばこの和解方式も変わる可能性があるだろう。

裁判官の実態、提言

自分が隷属的な状況に置かれているのを認めるのは辛いことである。官の人气が下がっていることもあり、裁判官のレベルは落ちている。性的非行が2000年から2016年で10件あった。これは300人に1人すなわち0.3%で、世界的にみて犯罪の多い国の一般市民での発生率より高い。マスメディアは権力への忖度からか最初の時だけ大きく書いたがあとはあまり。しかし、ネットには記事がある。日本の裁判官は実は「法服をまとった役人」である。米国の地方裁判官は選挙で選ばれるので大衆迎合の裁判となるケースもありこれもある意味問題だが、日本は全く逆で最高裁が密室ですべてを決める。

民主主義国家では権力の客観的自浄作用が必要である。チェック機構として働くためには、おかしいことはおかしいということが必要。大学はある程度チェック機構として存在しているが、力が弱い。裁判所とメディアがチェック機構としてしっかり働くことが民主主義国家として重要。法曹一元制度を導入するために、まずは中立客観的な委員会制度による裁判官の人事制度を作ること。日弁連は左翼イデオロギーが抜けておらずあまり力はない。自由主義・保守主義がしっかりして、制度をつくる必要がある。民主制の根幹は投票価値の平等であり、これだけは実現すべきであろう。1対2や1対5は欧米・世界標準からみてもありえない、せめて1対1.2くらいにすべきだ。最高裁判決の理屈は読みにくい表現だが要点は3つである。国会に裁量権がある、期限の猶予を与える、違憲と合憲の間に違憲状態というゾーンを置く。いずれもおかしな理屈である。また、最近の傾向として証人尋問をしたがらない。特に優秀な裁判官なら書証を見て大体わかるが、人証で確認しないとわからない事件はそれでも3割ぐらいある。それほどでもない裁判官が証人尋問をしない傾向は由々しき事。最重要なのは統治と支配の根幹に関わる判断での消極姿勢である。日本社会は

高度に組織され良く洗練された巨大なムラであり良いところもある。一方、米国はコミュニティーがかなり崩壊し、金と力と制度で成り立っているが、社会が悪くなってしまっている。制度だけで守ることが難しくなっている。日本では恵まれた層に属していれば幸せだが、弱者層の少数派にいと厳しい。表現の自由、少数者の利益を守らないと、全体としていい社会にはならない。アメリカの富裕層も本当に幸福なのか疑問。最高裁判所は見学者を大事にしており、建物だけ見、ツアーの解説を聞けば立派であろうが、表もあれば裏もある。裁判官には一部を除いて反省、内省の姿勢はない。近年の司法批判全般に対するまともな反論もない。

米軍関連について

1993年2月25日最高裁判決、米軍基地騒音夜間差止め請求事件の却下だが、米軍の飛行が国の支配の及ばない第三者の行為だから、国に差止めを求める主張自体が失当というのはひどい。事実上植民地の裁判である。地位協定にすら見直し条項があるのに。2008年4月11日最高裁判決、立川反戦ビラ配布事件は一審無罪が高裁、最高裁有罪で、表現の自由は公共の福祉により制限を受けるとするもの。ビラ配布が住居侵入に当たるとするもので、極端な

発想。1959年12月16日最高裁判決、砂川事件は当時の最高裁長官が米国大使等に事前にありうる判決の見通しを伝えていたことが後の米公文書公開で判明。きわめて保守的ではあったが人格者でもあったとされるこの学者長官でさえそうであったことを考えると、後のより官僚的となった最高裁長官らの行動についても想像がつくところではないだろうか。2009年12月11日、沖縄におけるヘリパッド建設反対派住民を仮処分で抑えた那覇地裁決定は、本来、民間事件に適用される仮処分を国に適用したスラップ的訴訟。普天間飛行場の辺野古移転を県知事が承認取消しをしたが、2016年12月20日最高裁は沖縄住民側の立証をほとんどさせないまま国の意見を認めた高裁判断を追認した。

最後に

少数者かもしれないが私は法律家としての最低限の正義から批判分析をしてきた。日本の裁判所には多々問題はあるということを認識してもらいたい。ものごとをイデオロギー的（イデオロギー的なのは左派も国粋主義的右派も同じ）に判断せずに手続的正義を実現してもらいたい。手続の透明さ公正さが保たれること、法的・制度的リテラシーが高まることが重要である。

（文責 関根 紳仁）

新たに「監査等委員(会)職務確認書(2018年初版)」を発行しました

～同確認書委員会から

今年6月、監査等委員の職務遂行状況を自己点検するチェックシート「監査等委員(会)職務確認書(2018年初版)」を初めて作成し、当会ホームページに掲載しました。

1. 発行の経緯について

当会では、既に「取締役職務執行確認書(第12回改訂)」「監査役職務確認書(第8回改訂)」「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書(第4回改訂)」の3つの確認書を公表しています。

監査等委員会設置会社は、2014年(平成26年)の会社法改正で新たに登場した第三の機関設計です。監査役会設置会社から監査等委員会

設置会社へ移行するとき、監査役であった方が監査等委員に就任する傾向が多く見られました。また今後、監査役を経ずに初めて監査等委員に就任し当会会員になる方もいます。当会は、そのような会員のために監査役職務だけでなく監査等委員の職務を支援する体制を整える必要がありました。監査等委員会設置会社についての当会の対応状況を公表することは意義ある活動といえます。

2015年12月、監査等委員会設置会社について研究するため「監査等委員会設置会社検討会」を立ち上げ、2017年3月まで活動しました。その活動を踏まえ、同年9月当会会員の監査等委員を中心メンバーとする

委員会を新たに組織し、翌月より毎月1～2回の会議を開催して議論を重ね、今年6月に「監査等委員(会)職務確認書(2018年初版)」の完成に至りました。若干の入替わりがありますが、2015年からほぼ同じメンバーでこの活動を進めてきました。監査等委員の現職を務める忙しい中、検討会、委員会に参加していただいた方々にあらためて感謝申し上げます。また、原案作成の過程では、当会特別顧問である獨協大学法学部高橋均教授のご意見を賜りました。ご協力有り難うございました。

2. 監査等委員会設置会社の特徴について

ここで、本確認書で確認する事項

の前提となる監査等委員会設置会社の特徴について紹介します。監査役会設置会社と比較しながらお読みください。

(1)取締役会が変わります。代表取締役社長を始めとする業務執行取締役に加え、監査等委員である取締役が少なくとも3名出席します。監査等委員の過半数は社外監査等委員、すなわち社外取締役でなければなりません。監査役、監査役会の設置はないので、監査役の出席はなく、取締役会出席の全員が取締役です。監査等委員は、取締役会で意見を言うだけでなく、取締役会の決議の賛否に参加します。

(2)取締役会は、重要な業務執行の決定の多くを代表取締役やその他の業務執行取締役に委任することができます。ただし、全取締役の過半数が社外取締役である場合か、又は定款を変更し委任する旨を定めた場合に限ります。どの事項のどの範囲をどの取締役に委任するかなどの具体的事項は、取締役会の決議で決定できます。

会社法の規定や取締役会運営上で委任してはならない事項がありますが、その他の多くの業務執行の決定、例えば、重要な財産の処分や譲り受け、多額の借財、重要な組織の設置や変更、重要な組織の長など役職者の選任、募集株式等に関する募集事項の決定などについて、委任された取締役の判断で決定し、即時に執行できます。経営の機動性、迅速性を高めることをねらいとしています。

(3)監査等委員会が設置されます。監査等委員会は、取締役会の下部組織ではなく、取締役会から独立した機関とみなされます。株主総会で他の取締役の選任議案とは別の議案により選任され、監査等委員の過半数が社外取締役であることから、監査役会と同様に業務執行取締役に対する独立性が確保されていると考えられています。

(4)会計監査人を設置しなければなりません。会計監査人選任議案の内容は、監査等委員会が決定します。会計監査では、会計監査人の監査の相当性を判断します。

(5)監査等委員会が選定した監査等委員が、取締役・使用人に報告を求

めることや業務・財産の状況を調査する活動を行うことができます。監査役会設置会社では、個々の監査役が独任制権限としてあらかじめ備えています。

(6)常勤の監査等委員を置くことを会社法は求めています。会社が公開会社の場合、事業報告に常勤の監査等委員の設置の有無及びその理由を記載しなければなりません。監査等委員全員が非常勤監査等委員であることも認められているわけですが、その場合は、補助使用人の設置、会計監査人や内部監査部門との連携を緊密にするなど組織的監査を通じて監査に支障が起きないように、より一層配慮する必要があります。

(7)監査報告の作成は、監査等委員個人の作成の必要はなく、監査等委員会での審議により監査等委員会の監査報告を作成します。

(8)監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選任について審議し意見を決定しなければなりません。監査等委員の任期は2年ですが、監査等委員以外の取締役の任期は1年と定められていますので、毎年の定時株主総会に提出される選任議案に関する意見になります。同様に、解任、辞任がある場合は、それに関する意見を決定します。また監査等委員以外の取締役の報酬体系や報酬額に関する意見を決定しなければなりません。必要と認めたときは、取締役会や株主総会でそれらの意見を述べるすることができます。この権限は、監査等委員会の独立性に基づく業務執行取締役に對する監督機能と考えられています。この意見に強制力はなく、一種の牽制機能といえます。

(9)監査等委員会は、業務執行取締役から独立した立場で、会社と取締役との間の直接又は間接の利益相反取引が公正かつ妥当であるかを判断し承認するか否かを決定することができます。これは、会社と業務執行者との間の利益相反を監督する機能です。

(10)その他の監査等委員、監査等委員会の権限・義務は、監査役、監査役会の権限・義務に似ています。

3. 「監査等委員（会）職務確認書」 活用のために 「監査等委員（会）職務確認書」

を活用していただくために、その構成について紹介します。

全体は、＜前文＞＜本文＞＜別紙1＞で構成しています。＜本文＞には、[確認事項][説明][監査等のツボ]を掲載しています。

[確認事項]は、監査等委員又は監査等委員会の職務のうち特に重要な事項を選び、各職務を適切に遂行していれば、監査等委員として善管注意義務違反や任務懈怠を問われることはないであろう、と考えられる事項を列挙しています。もし、ある事項について確認できないとき、又は確認を保留するときは、その理由や今後の課題等を記載するためのメモ欄を用意しました。いわば、comply or explain方式です。なお、職務には、「監査等委員の職務」と「監査等委員会の職務」が考えられますが、本確認書では、「監査等委員会の職務」の場合は、監査等委員会の会議の場において確認するというのではなく、構成メンバーである監査等委員の方が、自社の監査等委員会の職務遂行状況を確認するというスタンスで利用することを想定しています。そういう意味での「自己点検」用の確認書としてご活用いただければ幸いです。

[説明]では、確認事項に列挙した内容が、何を根拠としているのか、会社法等の法的根拠やそれに準じる根拠を説明しています。[監査等のツボ]では、監査等委員に就任している者の体験から感じた実務的な留意事項やアドバイスなどを記載しています。なお、今回の確認書作成の過程で、監査等委員会の決議事項、同意事項等を整理する作業を行いました。それを一覧表にして＜別紙1＞として添付しています。

「監査等委員（会）職務確認書」は、現職の監査等委員の皆様だけでなく、監査等委員会設置会社への移行を検討している会社の監査役の皆様、その外に監査等委員会設置会社に興味のある方にとっても活用可能と思われます。当ホームページ（HOME＞公開資料）へのアクセスをお待ちしております。

（文責 同確認書委員会委員長
堀田 和郎）

㈱ナック クリクラ本庄工場と聖天山歓喜院

7月5日 曇天、雨を心配しながら総勢35名、8時15分に東京駅鍛冶橋駐車場を出発した。途中、関越自動車道高坂SAで休憩し、予定どおり10時20分にクリクラ本庄工場に到着した。

クリクラの経営母体である㈱ナック（本社：東京都新宿区）は1971年設立の東証1部上場企業であり、清掃用具レンタル事業（ダスキン代理店）、宅配水事業（クリクラ）、住宅販売を主要な業務としている。2017年度の業績は売上高898億円、営業利益16億円でうち宅配水事業では約6億円の利益を計上している。同事業は、レンタルウォーターサーバーを配送、回収する事業で2002年より開始した。今回、訪問した本庄工場は本庄児玉ICより約10分、配送に利便性の良い立地にあり、面積約3万㎡の広々とした工場敷地内にあった。

入口付近で記念撮影をした後、3人の女性コンシェルジュの案内で見学を開始した。まず、省エネ対策として利用しているクールチューブについて説明があった。地下に敷設してあるクールチューブという管に外気を通すことにより、通年あまり変化しない地下の気温に近づけ、夏の冷房、冬の暖房に活用している。同工場では、太陽光発電、クールチューブなどの省エネ対策で、年間25万トンのCO₂を削減している。次に、クリクラミュージアムへ移動。宅配水事業はアメリカで約150年前に始まったとのことである。世界49か国から集められた2110本のミネラルウォーターや44か国52台のウォーターサーバーが展示されていた。ドラえもんなどのキャラクターボトル、電車の形をしたもの、オーストリアの有名ブランド、スワロフスキーのデザインボトルで1本1万円するものなど珍しいミネラルウォーターが展示されていた。

工場に移動。入口には、クリクラの初代製造設備（2001年・米国製）が展示されていた。初代設備の生産量は月間3万本であったが、現工場

では、月間100万本を生産している。本庄工場では業界初、大型ロボットを複数導入し、生産ラインから倉庫格納までを人の手を介さずに製造することで外部からの汚染を遮断している。

最初に見学した設備は、ボトルの洗浄工程で、クリクラはリターナルボトルを使用しており、回収したボトルは臭いが付かないよう純水で洗い、殺菌して密閉するまで全自動で処理されていた。次は濾過の工程で、原水は水道水を使用しており3種のフィルターで濾過する。最初に糸巻きフィルターで鉄さびなどを、次に活性炭フィルターで塩素など臭いの元を除去し、最後にRO膜（髪の毛の100万分の1の太さの穴）で極微小な不純物を取り除き、ミネラルを加えUV殺菌しボトリングする。ちなみに、RO膜は海水を真水に変えることも可能とのこと。次の搬送工程では、同社のイメージキャラクターであるクレヨンしんちゃんの家族の愛称が付けられたロボットにより自動搬送されていた。倉庫は高さ24mあり、16万本のクリクラボトルの格納が可能である。

今回の見学では見られなかったが、最終の検査、検品は人間の目で行っているとのこと。

最後に、クリクラと水道水の塩素濃度をテスターにより測定する実験をしたが、水道水はピンク色に変色するも、クリクラは無色透明のまま変化せず塩素が除去されていることを確認した。クリクラや塩素テスターをお土産にいただき、工場を後にした。

昼食は工場から30分ほどの「てんぐ茶屋」で。ステーキ、てんぷら、寿司、せいろ蕎麦などボリューム満点、美味しい昼食を味わえた。午後からは、熊谷市にある「妻沼聖天山」を見学した。聖天山は高野山真言宗の寺院で、平成24年に埼玉県建造物として初めて、本殿が国宝に指定された。ご本尊聖天さまは日本三大聖天の一つとされる。2班に分かれ、ボランティアガイドの方2名に境内と本殿を案内していただいた。まず、「貴惣門」と「斎藤別当実盛像」を見学した。当山は治承3年（1179年）に実盛がご本尊聖天さまをお祀りしたのが始まりと云われている。実盛は平安末期に木曾義仲との戦いに敗れたが勇猛な戦いぶりで有名な、平家物語にも登場する武将である。次に本殿へ向かった。急に、雨が強く降り始める。テントの中や塀の軒下で雨をしのぎながら、ガイドの説明に耳を傾けた。現在の本殿は宝暦10年（1760年）の建造で、庶民が浄財を出し続け25年もの歳月をかけて完成したとのことである。本殿の部材、壁面には精巧で華麗な彩色の彫刻が施されており、彫刻で描かれている「阿うん、琴棋書画、孔子・老子・釈迦、七福神」などの見どころについて、大変分かりやすく説明をしていただいた。ガイドの説明で、建造に携わった人々の想いが伝わってくるようだった。

予定どおりに見学を終え、バス駐車場脇の和菓子店でお土産を買うなどしてバスに乗り、17時20分、無事に新宿駅西口に到着し解散した。

（窪田 隆）



生涯学習部会コーナー



句遊会

七月詠草

兼題…雲海、かき氷、当季雑詠

昇る陽に染まる雲海沈黙し

石原 克己

迷ひつつ宇治金時を注文し

城戸崎雅崇

雲海に見え隠れせり孫悟空

清家 静楓

マチユピチュの雲海晴れて大河見ゆ森

邦彦

雲海や富士の樹海を一飲みに

佐藤 政百

雲海やなぜかこの世にゐる不思議

六川 里風

かき氷喪服のままの三姉妹

宮川 至剛

煩惱や小さき紅のねぢり花

中山 知祐

どくだみや闇夜に浮かぶ白十字

生江沢五風

下灘の無人の駅に花あやめ

小野 信

郭公やロッジの子らに森の朝

大仲 正敏

盆休み訛り懐かしふるさとへ

川田 勝美

夏雲を追ふやうにクレーンの赤

安井 正浩

追ひつけぬ追ひつけぬ孫早し夏

眞田 宗興

画友会

「鍋島松濤公園」

油彩画 F8号

池田 則夫

本年4月、画友会で渋谷松濤界隈のスケッチ小旅行会があり、久しぶりに参加。因みに小生の母方先祖は鍋島藩の剣道指南だった由、ルーツ探訪の意味合いも。意外に静かな佇まいだが、水車の動力源が樋からの放水で、いかにも都会の公園らしい。沼の辺で対岸の木々の若葉とその水車小屋を入れて、スケッチ並びに軽く水彩着色。帰宅後改めて油彩画として形にする。



事務局通信



◆行事報告

第155回理事会

7月12日(木)10:00~12:00 文京区民センター 14

会報委員会

編集 7月3日(火)10:00~12:00 事務局 6

校正 7月18日(水)10:00~12:00 事務局 6

広報委員会 7月11日(水)14:00~17:00 文京区民センター 7

ホームページ委員会 7月4日(水)10:00~12:00 事務局 5

◇一般部会

第545回研修見学会

7月5日(木)8:15~17:00 35

(株)ナック クリクラ本庄工場、聖天山歓喜院

第750回講演会

7月4日(水)14:00~16:00 日比谷図書文化館 103

(他定期:3名)

講師 明治大学法科大学院専任教授 瀬本比呂志氏

演題 日本の司法の問題点

◇監査部会

第310回監査セミナー

7月10日(火)14:30~17:00 スカイホール 75

(他定期:3名、個別:2名、体験:2名)

講師 獨協大学法学部教授 高橋 均氏

テーマ 近時の株主総会運営の特徴と今後のあり方

～会社法制部会での改正会社法の審議も踏まえて～

第1回監査基礎講座

7月20日(金)14:00~17:00 文京シビックセンター 23

講師 元東電広告(株)監査役 小森克紀氏

テーマ 監査役制度(監査役とは、監査役の役割など)

第218回監査実務研究会

7月25日(水)14:00~17:00 文京区民センター 38

問題提起者 ユーピーアール(株)常勤監査役 斎藤安弘氏

コーディネータ 三菱電機システムサービス(株)常勤監査役

菊谷 純氏

テーマ 第三者委員会の現状と今後の課題

～監査役の立ち位置も含めて～

第69回スタディグループ分科会

7月12日(木)14:30~17:00 文京区民センター 41

発表者

コーディネータ エヌエス環境(株)常勤監査役 栗田好文氏

出席者

パネリスト 伊藤忠商事(株)理事 別府正之助氏

元近鉄ロジスティクス・システムズ監査役

堀田和郎氏

元日本オキシラン監査役 板垣隆夫氏

これからの監査役はどうあるべきか

～パネルディスカッションで考える～

第69回監査技術ゼミ

7月6日(金)14:00~17:00 文京区民センター 23

講師 監査等委員(会)職務確認書委員会 委員長

堀田和郎氏

テーマ 「監査等委員(会)職務確認書(初版)」の解説

第70回監査技術ゼミ

7月26日(木)14:00~17:00 文京シビックセンター 63

講師 東京霞ヶ関法律事務所

パートナー弁護士 遠藤元一氏

テーマ 監査役監査はどう行うべきか

～裁判例に学ぶ監査役職務における留意事項～

◇生涯学習部会

写友会 例会 7月6日(金)13:30~16:30 文京区民センター 20

画友会 例会 7月9日(月)13:30~16:30 シビックアトリエ 10

句遊会 例会 7月4日(水)11:00~12:30 菱友会会議室 11

楽友会 例会 7月19日(木)14:00~17:00 文京福祉センター 22

棋友会 大会 7月22日(日)13:00~17:00 文京区民センター 11

棋友会 例会 7月24日(火)13:00~17:00 東京六甲クラブ 11

◇同好会

声友会 7月10日(火)13:00~16:00 (銀座)505 13

エッセイクラブ 7月17日(火)12:45~15:30 菱友会会議室 12

楽器演奏同好会 7月22日(日)14:00~17:00 横浜練習会場 10

江戸文化研究会 7月9日(月)15:00~17:20 浅草寺 40

◆会員・会友異動は次号に掲載します

会 員 会 友 計

193 147 340

2018.7月末現在

編集後記

☆2014年の会社法の改正で新たに機関設計の中に監査等委員会設置会社が発足し、現在、その機関設計を採用する会社が増える傾向にある。当会でも検討を行い、「監査等委員(会)職務確認書(2018年初版)」が完成し、HPに掲載された。こういう地道な活動が評価され、現役の会員数も193名になった。☆監査セミナーでは、高橋均教授に最近の株主総会の動向及び現在審議中の改正会社法の試案を説明していただいた。株主総会に提供される資料も電子提供されるようになっていく。☆瀬本比呂志教授には、「日本の司法の問題点」を三権分立としての権力チェック機能と市民感覚の有無を中心に、法曹界の人事など具体例を交えながら講演していただいた。☆研修見学会は545回、あらためて凄い回数である。毎回の企画・案内の幹事さんに感謝。

(川村 知重)